

生活困窮者自立支援制度と大阪市事業

2017年8月 大阪市福祉局自立支援課

1. 大阪市の概要



面積:225平方キロメートル

行政区:24区

人口:約2,705,000人(2017年4月推計)

うち65歳以上:約694,000人(高齢化率25.6%)

生活保護受給者数:約144,400人(2017年1月)

ホームレス数:約1,200人(2017年1月)

生活保護受給者数・ホームレス数ともに全国
市町村で最多

2. 生活困窮者自立支援制度とは？

「**生活困窮者自立支援法**」が、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方（生活保護に至るおそれのある方）の支援を目的として、2015年4月に施行

生活保護制度・基準の見直しと総合的に取り組まれ、社会保険・労働保険（第1のセーフティネット）と生活保護（最後のセーフティネット）の間で、「**第2のセーフティネット**」としての位置付けに

自治体に実施義務のある必須事業と、自治体ごとに実施を判断できる任意事業で構成
※大阪市は全ての任意事業を実施

2つの目標（生活困窮者の自立と尊厳の確保・生活困窮者支援を通じた地域づくり）
5つのかたち（包括的・個別的・早期的・継続的・分権創造的な支援）

3. 生活困窮者自立支援制度の対象者

生活困窮者自立支援制度において支援の対象者として想定する者

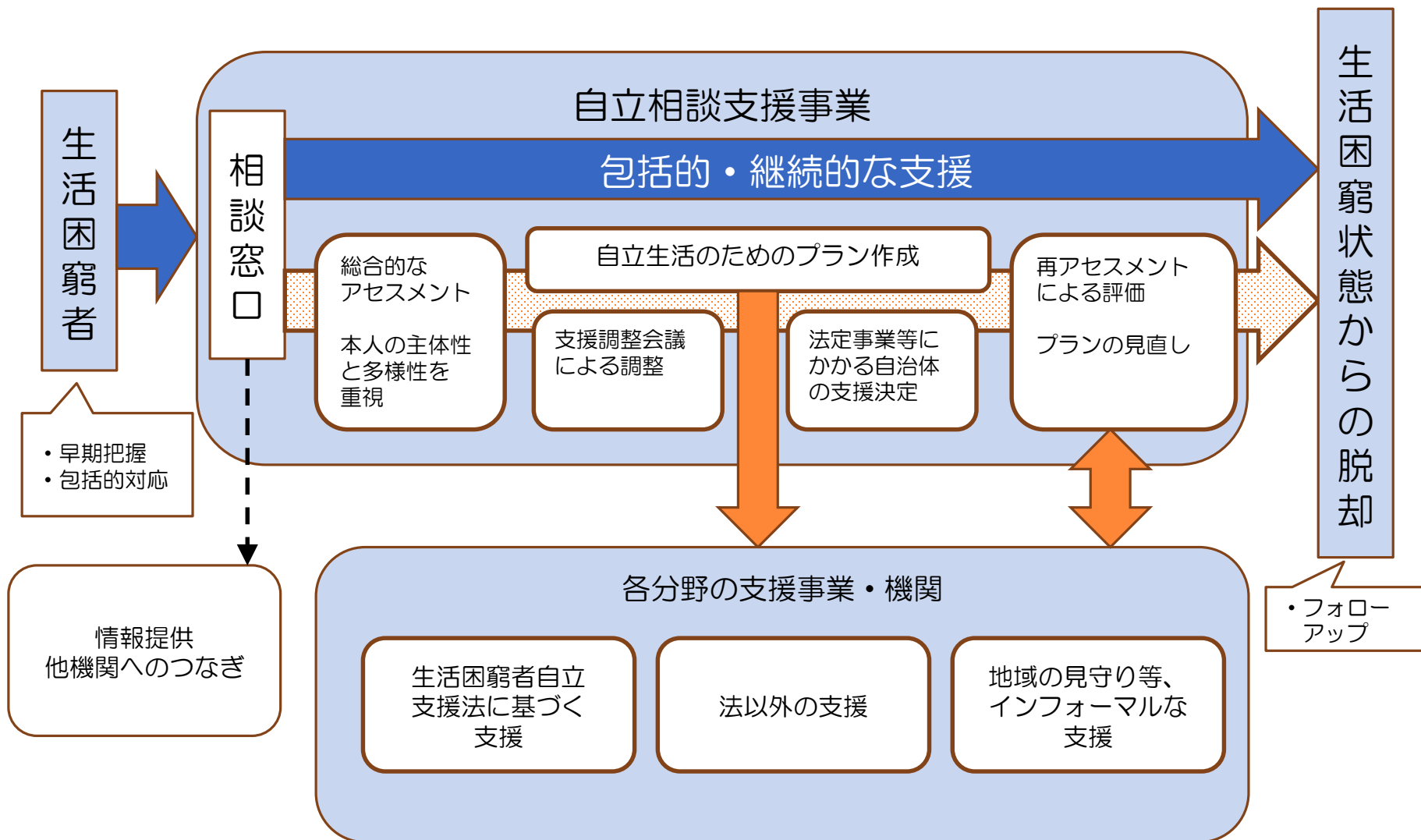
- ・失業等により就労先の確保を必要とする方
- ・就労の経験が乏しい、社会経験が不足している等により、求職活動に向けて課題のある方
- ・家計管理の問題、多重・過重債務等で、経済的に困窮している方
- ・住まいについて課題、問題を抱えている方 等

⇒自立に向けた支援、課題の解決に向けた支援を必要とする方

自立相談支援事業においては、所得・資産等による具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する事が必要(厚生労働省質疑応答集より)

⇒「断らない窓口」が求められている

4. 自立相談支援事業の流れ



5. 大阪市生活困窮者自立支援事業について

(1) 相談実施体制

24行政区それぞれに自立相談支援機関(相談窓口)を設置

2~3名の相談員が対応し、継続的な支援や関係機関への繋ぎを行う

(2) 就労支援

対象者に応じて様々な支援が行えるよう、複数のメニューを実施

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワークと連携した支援)
- ・住居確保給付金(離職者に対し家賃を支給する制度)
- ・総合就職サポート事業(実践的な就労支援)
- ・就労ファーストステップ事業(日常生活自立段階の基礎的な就労支援)
- ・就労訓練事業

(民間法人による支援付就労の場の提供 自主的な社会貢献・労働力のマッチング)

(3)その他の支援

生活困窮状態からの自立を目指した支援メニュー

- ・家計相談支援事業(多重債務等の解消 収支バランスの改善)
- ・子ども自立アシスト事業(複合的な課題を有する世帯のこどもの支援)
- ・法律相談事業(債務・住居・雇用・家庭等の問題に対する法律の専門家の支援)
- ・一時生活支援(住所不安定な方への衣食住への提供 ホームレス支援施策により実施)

(4)実績と課題

2016年度新規相談受付件数 8,419件 2016年度就労者数 1,086件
いずれも政令指定都市最多 ⇒ **全国で最も多い**

<今後めざすべき方向性>

- ・就労支援における各事業間の連携強化
- ・さらなる支援体制・支援内容(事業メニュー)の充実



生活困窮者が排除されない社会づくり
地域の中で共生できるまちづくりを目指す